取引を行う業者との間における誓約書徴取の取扱い

平成２６年１２月２５日
契約責任者事務局長決裁
平成２８年１２月６日
契約責任者事務局長決裁
令和８年１０月１日
契約責任者事務局長決裁

１．趣旨

この取扱いは，国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における公的研究費その他本学で執行する経費の適正な執行を確保し，不正行為の防止及びコンプライアンスの推進を図るため，本学と取引を行う業者（以下「取引業者」という。）から徴取する誓約書に関し，必要な事項を定めるものとする。

２．誓約書の提出

（１）本学との新規取引が発生した時に，取引業者へ誓約書の提出を求めるものとする。

（２）提出回数は，１回とする。なお，本学の規則等を見直した際には，改めて提出を求める場合がある。

（３）既に誓約書を提出した取引業者について，会社等の名称変更があった場合は，誓約書の再提出を求めるものとする。

（４）支店，支社等と取引を行う場合は，当該支店，支社等ごとに誓約書の提出を求めるものとする。ただし，本社名義で提出された誓約書がある場合は，これをもって代えることができる。

（５）誓約書は，別紙様式のとおりとする。

３．適用除外

前項の規定にかかわらず，次の各号の取引業者については適用除外とし，誓約書の提出を求めない。

（１）国，地方公共団体，独立行政法人等の公的機関

（２）学校法人

（３）外国企業

（４）電気，ガス，水道，電話，郵便事業者

（５）弁護士，弁理士，税理士事務所

（６）契約責任者等（分任契約責任者，契約責任者代行組織及び分任契約責任者代行組織を含む。）が適用除外として認める業者

４．提出業者の把握

財務会計システムへの債主登録の際に誓約書提出の有無を入力し，誓約書提出業者を把握する。

５．未提出業者への対応

誓約書を提出しない業者に対しては，適宜督促を行うものとする。誓約書の提出を拒否する場合は，本学担当課と取引業者において別途協議するものとする。

６．その他

この取扱いの定めるもののほか，取引業者からの誓約書の徴取に関し必要な事項は契約責任者が別に定める。

附　記

この取扱いは，平成２６年１２月１日から実施する。

附　記

この取扱いは，平成２８年１２月６日から実施する。

附　記

この取扱いは，令和８年１０月１日から実施する。